

# 令和6年度 宮城県デジタル地域通貨導入推進事業 募 集 案 内

県では、域内消費の拡大による地域経済の活性化を目的として、県内の市町村、商工会及び商工会議所が実施する、新たなデジタル地域通貨の導入等に要する経費に対して、下記の補助金を交付します。本事業の実施に係る手続き等については、宮城県デジタル地域通貨導入推進事業費補助金交付要綱に定めており、要綱や補助金の申請に必要な様式は、県ホームページからダウンロードできます。

## 1 事業概要

### (1) 事業実施主体

- ・市町村
- ・商工会議所法（昭和28年法律第143号）に規定する商工会議所
- ・商工会法（昭和35年法律第89号）に規定する商工会

### (2) 対象となる事業

- ・宮城県内の地域に限って利用可能なデジタル地域通貨を発行し、その利用促進を通じた地域経済の活性化に取り組む事業であること。
- ・新たなデジタル地域通貨の導入を伴う取組であること。
- ・スマートフォンにインストールされたアプリケーションにより、利用者がデジタル地域通貨を管理・支払いできること。

### (3) 補助率及び補助上限額

- ・補助率：対象経費の1/2以内 ※消費税は補助対象外となります。
- ・補助上限：1件50万円まで
- ・補助対象経費

デジタル地域通貨（ポイント）の導入及び普及事業に要する下記①、②の経費。

なお、市町村による商工会議所及び商工会への間接補助も本事業の対象とします。

①アプリの利用料金（基本料金、システムの運営及び保守管理に要する費用）。

※ポイント発行の原資、アプリの開発費及びシステム運営に要する機器導入経費は含まない。

②制度を周知するために必要なパンフレットや地域通貨の利用方法を記載したマニュアルの作成、住民及び利用施設を対象として開催する説明会の開催等、事業の広報に必要な経費。

### (4) 事業実施期間

交付決定日から令和7年2月28日まで。なお、原則として翌年度への繰越しはできません。

## 2 募集期間

令和6年7月1日（月）から令和6年9月13日（金）までとします。

※書類に不備があった場合には、当該不備の修正が完了した時点での受理となります。

※申請書を先着順に審査し、交付決定の金額が予算額に達した時点で通知なく募集を締め切ります（県ホームページで募集状況を公開します）。

### 3 応募方法

#### (1) 提出書類

- ①補助金交付申請書（要綱別記様式第1号）
- ②事業実施計画書（要綱別紙1）
- ③事業実施主体の概要がわかる資料（パンフレット等）
- ④県税に未納がないことを証する書類（納税証明書【税目：全ての県税】）
- ⑤暴力団排除に関する誓約書（要綱別記様式第2号）
- ⑥直近3年間の財務諸表
- ⑦事業費の積算根拠となる見積書等

※申請者が市町村の場合、③から⑥までの添付は不要です。

#### (2) 提出方法

提出書類一式の電子ファイルをメールで下記宛て送付してください。

宮城県経済商工観光部富県宮城推進室 商工企画班

E-mail: fukensui@pref.miyagi.lg.jp

### 4 審査及び結果の通知

申請書を先着順に審査し、補助金を交付することが適当であると認められた場合、補助金交付を決定し、申請者宛てに文書で通知します。交付決定の後、申請者は事業に着手することができます。

### 5 事業実施スケジュール

補助金は原則として精算払ですが、やむを得ない事情がある場合に限り、交付決定後に概算払を申請することができます。概算払が必要な場合は、予め県にご相談ください。

事業実施主体は、事業完了後30日以内又は令和7年3月4日のいずれか早い日までに県に実績を報告し、県の確認調査を受けた後に、補助金が支払われます。



### 6 申請様式等

申請に必要な様式等は、下記のホームページに掲載しています。

<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/fukensui/r6-subsidy-point.html>

### 7 本事業に関する問合せ先

宮城県経済商工観光部富県宮城推進室 商工企画班

TEL: 022-211-2791 E-mail: fukensui@pref.miyagi.lg.jp